

## 【勤続年数早見表】

基準日は、令和8年8月31日現在です。

就労開始年月	勤続年数	区分	受賞対象者（確認事項）
令和7年 9月	1年	対象外	○ 勤続「5年未満」の方は対象外
令和6年 9月	2年		
令和5年 9月	3年		
令和4年 9月	4年		
令和3年 9月	5年	5年	○ 区内の指定障がい福祉サービス等事業所にて基準日時点で引き続き「5年以上10年未満」勤務している方
令和2年 9月	6年		
令和元年 9月	7年		
平成30年 9月	8年		
平成29年 9月	9年		
平成28年 9月	10年	10年	○ 区内の指定障がい福祉サービス等事業所にて基準日時点で引き続き「10年以上15年未満」勤務している方
平成27年 9月	11年		
平成26年 9月	12年		
平成25年 9月	13年		
平成24年 9月	14年		
平成23年 9月	15年	15年	○ 区内の指定障がい福祉サービス等事業所にて基準日時点で引き続き「15年以上20年未満」勤務している方
平成22年 9月	16年		
平成21年 9月	17年		
平成20年 9月	18年		
平成19年 9月	19年		
平成18年 9月	20年	20年	○ 区内の指定障がい福祉サービス等事業所にて基準日時点で引き続き「20年以上25年未満」勤務している方
平成17年 9月	21年		
平成16年 9月	22年		
平成15年 9月	23年		
平成14年 9月	24年		
平成13年9月 以前	25年 以上	25年	○ 区内の指定障がい福祉サービス等事業所にて基準日時点で引き続き「25年以上」勤務している方

- ※ 推薦書で該当する区分の勤続年数が確認できること。
- ※ 複数法人の経歴を通算する場合は、以前に勤務していた法人の「勤務証明書」が添付されていること。その場合、勤務期間は継続していることが必要です。
- ※ 病休、育休、産休等による実務に従事していなかった期間は勤続年数から除算となります。

勤務月数の計算（1カ月未満の端数日は、繰り上げて1カ月とします。）

就労開始月	勤務月数
8月就労	1カ月
7月就労	2カ月
6月就労	3カ月
5月就労	4カ月
4月就労	5カ月
3月就労	6カ月

就労開始月	勤務月数
2月就労	7カ月
1月就労	8カ月
12月就労	9カ月
11月就労	10カ月
10月就労	11カ月
9月就労	12カ月